

K F A 第 24 回熊本県フットサルリーグ 運営上の注意

熊本県フットサル連盟

1. リーグ運営方法

各チーム審判 2 名、ボールパーソン 2 名、記録 1 名で運営にあたる。

役割表を確認の上、指定された時間に遅れることがないように注意すること。

特に第 3 審判とタイムキーパーは、試合前の得点盤の設定 (R 3)、ピッチ内アップ・用具チェック前のブザー (TK) を行うこと。(時間の管理を厳密に)

2. 会場設営・撤去

参加チームで設営・撤去まで行います。役割表並びにリーグでの話し合いの元、割り当てられた開催日には必ずチームで協力して行うこと。

各チームとも割り当てられた役割に 5 名以上参加をすること。管理は、設営は最初の試合のホームチーム、撤収は最後の試合のホームチームが行う。

3. マッチコーディネーションミーティング (以下、MCM)

① 試合開始 60 分前に両チーム監督、審判団、マッチコミッショナーによる MCM を行う。各チーム必ず監督が出席すること。(監督が出席できない場合、役員登録された者が出席する。その際、監督が出席できない理由をマッチコミッショナーまで報告する。) MCM では、選手証・メンバー提出用紙・ユニフォーム正副 2 着・ビブス (広告表示がある場合、県協会へ提出した広告承認申請の写しを毎試合) を持参すること。

② 張り番をするチームは、MCM 時に必ず主審の確認を受けること。

③ MCM 遅刻チームに対する罰則

(1) 試合を行うチームが MCM に遅刻した場合、5 分以内は初回に限り厳重注意。5 分を超えて遅れた場合、初回であっても勝ち点マイナス 1 とする。

(2) 運営を行うチーム (レフリー) が MCM に遅刻した場合、初回に限り 5 分以内は厳重注意。5 分を超えて遅れた場合、初回であっても勝ち点マイナス 1 とする。

※不測の事態で MCM に参加できない場合、その後の裁定は県リーグ運営委員会にて協議する。

(3) 減点方法

リーグ終了後、勝ち点数が確定したのち減点を行う。

その他

MCM に関わる全ての事象については、各チーム代表者及び連盟による協

議を行い、その後の対応をする。

4. ウォーミングアップ

- ① ウォーミングアップは指定された場所で行う。
- ② 各チームがピッチ内でボールを使ったウォーミングアップが出来る時間は以下の通りとする。
 - (1) 当該試合の前の試合のハーフタイム（ピッチ内アップを行う際、試合で使用するユニフォームと異なるゲームシャツまたはビブスを着用すること）
 - (2) 当該試合の前の試合の終了から原則、試合開始7分前まで（用具チェックのブザーまで）ただし前の試合が行われていない場合、キックオフ25分前から試合開始7分前（用具チェック）までの18分間とする。

5. 退場となった選手の扱い

- ① 退場となった選手は、当該試合のマッチコミッショナー席の近くで試合終了まで観戦する。（試合終了後、マッチコミッショナー・規律委員・退場選手とそのチームの代表者にて事情聴取を行う。その際、部外者の出席は認めない）
- ② 出場停止選手が当該試合を観戦する場合、マッチコミッショナー席の近くで試合終了まで観戦する。（試合中の自チーム選手との接触はできない）

6. 観戦者と選手のマナー

- ① ピッチ上の選手は観戦者と会話をしてはならない。
- ② 物のやり取りも行ってはならない。
- ③ ベンチでの行動についてもマナーを守ること。（少年少女等も観戦していることを十分意識し熊本県を代表するリーグ選手であることの自覚を持ち子供達の模範となる態度で試合に臨むこと）
- ④ 観戦者が審判や選手に対し誹謗中傷等を行い試合に影響があると判断した場合、その観戦者を退席させることもある。その際いずれかのチーム関係者と特定できた場合、そのチームに対して罰則を与えることもある。

7. ペナルティーポイント規程

第1条 次の事項に関して違反したチームにはペナルティーポイント5点を加算する

1. 監督か代表者以外から委員会役員への直接の連絡(委員会、連盟事業等に関して[県リーグ含む])
2. ゴミを捨てたり、放置が確認取れた場合
3. 試合当日に運営(審判)がチームの不備により試合開催に影響を及ぼす場合
4. 試合当日に片方のチームの不備により試合が開催できない場合(没収試合)

第2条 次の事項に関して違反したチームにはペナルティーポイント2点を加算する

1. 設営開始時、片付け終了時に5名以上いない場合
2. ピッチ(指定場所以外)での飲食(ガム等)
3. 指定された更衣室以外での更衣(トイレ等)
4. MCM 遅刻
5. 書類の不備等
6. MCM の不備 (選手証・ユニフォームなど)
7. 運営委員を通さず委員会役員への連絡(委員会、連盟事業等に関して [県リーグ含む])
8. 対戦相手・審判の許可なく SNS 等へ動画を公開した場合

上記以外の違反で話し合いが必要な場合は委員会・連盟にて決定する。

(内容に応じて加算点数は増減する)

- ・6点でフットサル委員会が指定する日程の全運営ボランティア
- ・10点で1部は降格、2部は昇格無し・入れ替え戦挑戦権無し

8. その他

- ① **会場で出たゴミは必ず持ち帰ること**
- ② ピッチでの決められた場所以外での飲食は絶対しないこと。
- ③ 更衣室については指定された場所以外では行わないこと。
- ④ 貴重品は必ず各チームか個人で厳重に管理すること。
- ⑤ 入れ墨などされている方は、他者に見えない様にユニフォーム等で隠すようにお願いします。(公共の施設で開催されているため)
- ⑥ 袖なしのアンダーシャツ、上半身裸での施設内移動は厳禁です。
- ⑦ 喫煙は施設が指定した場所以外では行わない。(マナーを守って)
- ⑧ 法律違反(20歳以下の選手の喫煙・飲酒など)が発覚した場合、当該チーム及び個人へ厳しく対応することもありますので選手の管理をお願いいたします。
- ⑨ SNS 等で対戦相手、審判、連盟役員の誹謗中傷等の書き込みを行なった場合は、規律・フェアプレー委員会にて裁定を決定する。
- ⑩ 試合の動画を SNS に公開する場合は、対戦相手、審判の許可を得ること
- ⑪ 審判に関して
審判は基本、帯同とする。どうしても準備できない場合の依頼は3日前までに行う。
3日前までに準備できれば不問とする。
各チームにて準備できない場合は代表者グループラインにて依頼をすること。
- ⑫ **上記に記載してある事以外の事象に関しては、代表者会議にて決定する。**